

特別支援教育コーディネーターの役割の再確認を

【指導室 特別支援教育班】

各学校において特別支援教育推進の中心的な役割を期待されている特別支援教育コーディネーターの役割について整理します。

平成19年4月1日付け「特別支援教育の推進について（通知）」により、特別支援教育についての基本的な考え方や留意事項等が示されました。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

特別支援教育を実施するため、各学校において次の体制の整備及び取組を行う必要がある。

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

[特別支援教育の推進について（通知） 19文科初第125号から抜粋]

発達障害者支援法の改正、学習指導要領の改訂を踏まえ、平成29年3月に「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」が見直され、特別支援教育コーディネーター等の役割が明確に示されました。

○特別支援教育コーディネーター用

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

- (1) 学校内の関係者との連絡調整
- (2) ケース会議の開催
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
- (4) 外部の関係機関との連絡調整
- (5) 保護者に対する相談窓口

2. 各学級担任への支援

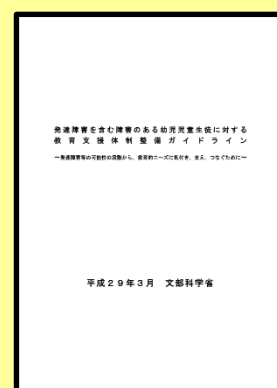
- (1) 各学級担任からの相談状況の整理
- (2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
- (3) 進級時の相談・協力

3. 巡回相談員や専門家チームとの連携

- (1) 巡回相談員との連携
- (2) 専門化チームとの連携

4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

[教育支援体制整備ガイドライン 第3部 学校用から抜粋]



※「教育支援体制整備ガイドライン」を活用し、更なる教育支援体制の整備を進めましょう。